

金属くず取扱業に関する条例の廃止について

1 廃止に至る経緯

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(以下「新法」という。)が令和8年6月1日から施行されること等に伴い、同日付をもって金属くず取扱業に関する条例(昭和31年徳島県条例第56号)が廃止されます。

2 特定金属くず買受業を営んでいる者に対する措置

- 金属くず取扱業に関する条例が廃止されることにより、令和8年6月1日以降は、これまでの同条例の届出は、無効となります。
なお、特定金属くず買受業を営む者は、
 - **新法に係る届出は、営業所の所在地を管轄する警察署に対し「所定の様式」により行うことが必要**となります。
- なお、新法施行日の前日に、特定金属くず買受業を営んでいた者は、上記届出について「3ヶ月の猶予期間」があり、
 - 令和8年6月1日から令和8年8月31日までの間に届出が必要となります(無届の場合は罰則の適用あり)。

3 新たに特定金属くず買受業を営もうとする者

- 令和8年6月2日以降、新たに特定金属くず買受業を営もうとする者は、
営業を営む前日までに、営業所の所在地を管轄する警察署に所定の様式により届出をすることが必要となります(無届の場合は罰則の適用あり)。(※例:6月5日から営もうとする者は、6月4日までに届出が必要。)

4 届出が必要な特定金属くず

- 主として『銅』により構成された金属製物品で切断されるなどによって当該金属製物品の本来の用途に従って使用することが不可能となったもの。

5 その他

- 詳しい手続き等に関しては、別途「徳島県警ホームページ等」で発信します。
問い合わせ先:生活安全企画課 許可事務指導室営業係(徳島板野警察署業務集約センター内)
088-698-0110(平日:午前8時30分~午後5時15分までの間)